

レビュー制度の前提と EU における内部統制報告問題への対応について

青山学院大学大学院
教授 町田 祥弘

1. レビュー制度の前提

1) 内部統制報告制度の構造

- アメリカでは、財務諸表監査と同様の評価範囲で、経営者と監査人のそれぞれが内部統制の有効性に対する結論を報告
 - **いわば、企業と監査人の双方に内部統制の監査の実施を求めている制度**
- 日本では、全社的な内部統制を重視し、業務プロセスレベルの内部統制の評価範囲を大幅に省略して、経営者の評価報告とそれに対する監査人の監査報告
 - **あくまでも、企業における内部統制の評価とそれに基づく改善作業を促進するために実施されている内部統制監査**

2) 内部統制報告制度の導入の背景の確認

- 2004年に鉄道会社の不実記載事例に端を発し、その後の自主点検の中で、上場企業の15%に及ぶ企業が有価証券報告書の訂正報告を行った状況、すなわち、適正な財務報告が確保されていない状況を背景として導入
- 同時に、四半期報告や経営者による確認書制度の前提として、**上場企業が監査人に過度に依存することなく、自らの力で適正な財務報告を実施できるように**、日本企業における内部統制の水準を高めることを目的として導入
- 監査人の検証の水準をレビューではなく、監査としたのは、当時の議論としては、以下の理由によるものであった。
 - 財務諸表監査と一体のものとして導入を図ることで、監査人により効率的な業務を提供が可能となること（複数の水準の保証業務を提供するのでは、共通の手続の適用や証拠の利用が難しく、実務上に混乱が生じる恐れがあること）
 - 上記の理由から、有効な内部統制、ひいては適正な財務報告の実施のためには、監査の水準での実施が適切であると考えられること

3) レビュー制度の前提

➤ 内部統制に関するレビュー基準の策定

日本には、財務諸表監査に依拠して作成された「四半期レビュー基準」があるだけであり、内部統制についてのレビュー業務を実施するためには、新規に内部統制に関するレビュー基準を策定しなくてはならない。それは、**現行の内部統制報告制度の枠組みを全面的に見直すこと**になる。

➤ **レビュー業務に対する理解**

内部統制報告書に対するレビュー業務とは、単に内部統制報告の記述内容に間違いがないかどうかを検討するものではなく、内部統制報告書に消極的保証を付与するべく、内部統制に対する一定の手続が実施される。とくに**内部統制の評価範囲の大幅な絞込みを実施している日本の制度の場合、評価範囲の検証については、レビューであっても現在と同様の手続が必要**であるため、この点において監査人の関与を減らすことにはならない。

➤ **EU 諸国と同様のアプローチへの転換**

EU 諸国で行われているのは、内部統制全般に対する報告とそれに対するレビューであり、基本的には、財務報告に係る内部統制の制度ではない。レビューにするのであれば、内部統制の範囲を財務報告に限定せず、内部統制全般ないしは会社のガバナンスに関して報告を求めるべきであろう。その場合には、そうした報告のレビューは、会社法上、ガバナンスに責任を有する者として位置づけられ、社外監査役の設置をも求められている点に鑑みて、監査役によって行われることが考えられる。監査役は、現在でも、取締役の業務監査を担い、(財務報告に限らない)内部統制システムの整備状況について意見表明を行っており、ガバナンスの強化の観点からは、さらなる役割を担うことが期待されるからである。

- **内部統制報告制度がこれまで関係者の多大な努力によって漸く定着しようとしている中で、社会的コストをかけて、レビューへの転換を図るべく制度変更をするだけの意義があるのかどうか。**現時点では、ある程度定着してきている内部統制監査を継続し、上場企業における内部統制水準の向上を担保することが適切ではないか。
- 将来、中長期的に見直すとしても、その際には、定性的情報開示に対する保証業務の議論や、財務諸表監査の対象の見直しを含めて、財務報告全般の議論の中で検討すべき問題なのではなかろうか。

2. EU における対応

1) EU におけるアメリカの SOX への対応

- 2005 年 3 月 内部統制とリスクマネジメントに関するディスカッション・ペーパー公表
- 2006 年 5 月 内部統制報告に関する専門家会合の結論
 - EU に SOX404 と同様の制度を導入することは望ましいことではない。
 - EU 独自の内部統制の基本的枠組みを形成する必要はない。
 - ただし、企業に、会計に係る有効な内部統制を維持することについての法的規制は必要である。(内部統制法規の整備と内部統制及びリスクマネジメントに関する開示を充実させる。)
- 2006 年 7 月 上記の立場は、欧州委員会においても承認され、以後、各国並びに EU 指令において、内部統制法制の整備を推進していくという方向性が示された。

- EU においては、アメリカ型の内部統制報告は実施しないものの、**会社法等による内部統制法規と、法規に準じる強制力を有する上場規程等によって、厳格なガバナンスの一環としての内部統制を義務付けている。**

2) EU 域内の各国における状況

● 英国

- 規程： 統合規程（2003年7月改訂）C.2.1
- 基準：
 - 1999年 ターンバル・ガイダンス（2005年に改訂）
 - 2006年5月「統合規程：金融サービス機構及びアイルランド証券取引所の上場規程の下での監査人に対する要求事項」
- 経営者は、財務、業務及びリスクマネジメントシステムに関するすべての重要な統制手続を含む、内部統制の整備状況の検討結果を株主に報告しなければならない。
- 監査人は、経営者の内部統制に対する報告内容についてレビューを実施し、監査人の理解と異なる場合には、監査報告書に追記しなければならない。
- その他
 - 取締役会は、議長を除いて最低過半数の独立の非執行取締役で構成（小規模会社は、最低2人の独立非執行取締役の設置）。
 - 監査委員会は、全員が独立取締役であり、かつ、最低3名（小規模会社の場合には2名）によって構成。また、監査委員会のうち最低1名、最近の関連する会計業務の経験をもつ者。
 - 統合規程に示された規定は、ベスト・プラクティスとして遵守すべきものであり、その1つでも遵守しない場合には、年次報告書において、株主の理解を得られる理由を説明する義務がある。

● ドイツ

- 法律：2009年3月 会計法の現代化法（商法改正案289条5項）
 - 適用： 2010年1月から上場企業に適用上場企業
- 経営者は、状況報告書において、会計プロセスにかかる内部統制の構造とプロセスについての説明をしなければならない。ただし、そこでは、内部統制の有効性の評価は求められていない
- 監査人たる経済監査士は、株式法91条2項によって、監査報告書において、財務諸表監査の過程の中で、取締役がリスク管理体制についての法定要件を遵守しており、有効なモニタリングが機能しているかどうかを判断し、その判断結果に関する記述が求められている。
- その他
 - 「コーポレート・ガバナンス規程」（最終更新2009年6月18日）
 - 経営委員会（取締役会）と監督者会議（監査役会）は、1年に1度、ガバナンス原則への遵守を宣誓
 - 遵守しない場合には、その理由を説明する義務を負う。
 - 監督者会議には、会計、監査及びリスクマネジメントの問題を検討する監査委員会を設置し、監査委員長は、財務及び監査の専門家でなければならない（株式会社法第100条第5項において法定）。また、監査委員会のメンバーは、経営者会議に属したこと

がないものでなければならない。

● フランス

- 法律： 2003年8月金融安全法（2003-706）117条，その後商法改正（225-37条，225-68条；225-235条）
 - 適用： 2003年1月1日以降に開始される事業年度から。現在は，上場会社に限定して適用
- 基準：
 - COSO フレームワークまたは 2005年フランス民間企業協会及びフランス企業運動（AMF/MEDEF）のフレームワーク
 - 2006年12月 財務及び会計情報に係る内部統制手続に関する適用指針
 - フランス会計士協会による実務指針「商法 225-235条に基づく経営者報告書に対する会計士の報告のための実務指針」（NEP-9505）
- 経営者（取締役会議長）は，財務報告に限らない内部統制を対象として，内部統制に関する説明を事業報告に添付して株主総会に提出。有効性評価は行われていない。
- 会計監査人は，経営者による内部統制に関する説明のうち，会計及び財務情報に関する部分について，実態を反映し，表記が誤解を与えないものであるか否かについての報告を行う。
- その他（ビエヌ報告その他によるガバナンス規程）
 - 取締役会の議長を非執行取締役とするか，あるいは取締役会を監査役会と執行役会の2層に分離すること
 - 独立取締役は，取締役会の1/3以上を置くことが望ましい。
 - 取締役が独立であるかどうかについて，一定の指針に基づいて，個々の取締役ごとに開示すること
 - 取締役会内に，少なくとも，指名，報酬及び監査の委員会を設置すること
 - 取締役の任期を6年以内とすること

- 財務報告に係る内部統制の有効性評価を目的としたアメリカ型の内部統制報告制度は導入されていないものの，**財務報告に限らない内部統制全般を対象とした報告を事業報告の枠組みで行っている場合が多い。**
- EU諸国では，厳格なガバナンス規程を適用してきており，ベスト・プラクティス原則によって，ガバナンス規程に準拠しない場合には適切な理由の開示が求められる。**EU諸国において，内部統制への監査人の関与がレビューにとどまっているのは，基本的には，内部統制全般の問題をガバナンスの問題の一部として取り扱い，会社法制と市場への開示によって規律づけて，その遵守を担保しているからであると考えられる。**

以上